

岩手県告示第 805 号

母子保健法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 55 号）第 12 条の規定により、指定養育医療機関が業務を休止する旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 11 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定養育医療機関の名称	所在地	診療科名	休止年月日
岩手県立千厩病院	一関市千厩町千厩字 草井沢 32 番地 1	内科、神経内科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、麻酔科	平成 19 年 11 月 1 日